

日本理科教育学会会長候補者への会員の意向調査に関する本則

第1条（総則）理事は、日本理科教育学会会長候補者への会員の意向調査結果を尊重し、その良心に従い会長の選任を行う。

第2条（意向調査の方法）意向調査は会員の直接投票による。

2 会長候補者は推薦人による推薦を必要とする。

第3条（選挙人の資格）選挙人は前年の12月末現在における、本会の会員でなければならない。

第4条（会長候補者資格）会長候補者は以下の条件を満たす者でなければならない。

- (1) 会員歴20年以上
- (2) 評議員または理事経験者
- (3) 会長任期中は現職者で65歳以下である者
- (4) 事務局を編成できる者

第5条（推薦人の資格）推薦人は、会員歴10年以上の会員でなければならない。

第6条（意向調査実施委員会）会長候補者への会員の意向調査実施委員会（以下実施委員会という）を置く。

2 実施委員会は、意向調査の行われる前年の9月までに、各支部持ち回りで組織する。

3 実施委員会は当該支部の会員から構成される。

4 実施委員会の委員数は5名とする。

5 実施委員会の委員長は委員の互選によって選任される。

6 実施委員会は次に掲げる事項を行う。

- (1) 意向調査の告示
- (2) 推薦人と会長候補者の資格審査
- (3) 推薦人による推薦理由と会長候補者への所信表明の要請と公表
- (4) 投票用紙の作成及び送付
- (5) 投票の管理、開票及び結果の公表
- (6) その他意向調査に関わる事務
- (7) 実施委員会は調査結果の理事会への報告をもって解散する

第7条（投票方法）投票は所定の用紙を用いて行う。

2 投票は氏名を1名記載することによって行う。

3 投票は無記名とする。

4 投票は郵送によるものとする。

第8条（無効投票）次の投票は無効とする。

- (1) 所定の封筒と用紙を用いないもの、及び所定の投票方法に従わないもの
- (2) 投票締切日を過ぎたもの
- (3) 誰に投じたか確認できないもの

(4) その他実施委員会によって無効と判断されたもの

第9条 (開票) 開票には1名の立会人を置く。

第10条 (意向調査結果の報告) 実施委員会は、意向調査の経過およびその結果を理事会に報告する。

附 則 平成27年7月1日制定